



国 監 告 第 6 号

定 期 監 査 結 果 の 公 表 に つ い て

地方自治法第 199 条第 9 項の規定により、令和 8 年度
第 1 回定期監査の結果を別紙のとおり公表します。

令和 8 年 7 月 9 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 高 柳 貴美代

令和 8 年度第 1 回定期監査結果報告書

1. 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに国立市監査委員条例第 2 条の規定に基づく定期監査

2. 監査の対象部局

生活環境部（環境政策課、ごみ減量課）

3. 監査の範囲

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況

4. 監査の期間

令和 8 年 4 月 13 日（月）～令和 8 年 7 月 6 日（月）

5. 説明等聴取及び実査日

令和 8 年 5 月 21 日（木）

6. 監査の主眼

- （1）事務事業の執行に当たっては、能率的、効率的に行われ改善すべき点はないか。
- （2）組織は簡潔で合理的なものとなっているか。
- （3）事務の執行は法令等に従って適正に行われているか。
- （4）社会経済情勢の変化に合致しない制度が存在しないか。
- （5）事務事業の実態が形骸化していないか。
- （6）事務分掌、職員配置が適正であるか。
- （7）予算の執行が適正であるか。
- （8）財務事務が適正に処理されているか。
- （9）業務が円滑に執行されているか。
- （10）各契約事務が適正であるか。
- （11）前渡金の管理が適正であるか。
- （12）郵券類の管理が適正であるか。
- （13）公印の使用・管理が適正であるか。
- （14）個人情報管理状況が適正であるか。
- （15）備品の管理が適正であるか。
- （16）車両等の管理が適正であるか。

7. 監査の方法

財務に関する事務の執行及び業務の管理運営が、関係法令に基づき適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類を審査し、また、担当職員から説明を聴取し、通常実施すべき監査手続きにより実施した。

8. 監査の結果

今回の監査は、生活環境部（環境政策課、ごみ減量課）を対象に、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの財務に関する事務の執行及び業務の管理運営状況について実施した。

その結果、法令等に基づき概ね適正に執行されているものと認められた。

なお、監査委員の意見を以下に記す。

< 意 見 >

（1）環境センターにおける好ましい会計処理の取り組み事例

当該部署は市民が持ち込む粗大ごみの処理受付業務を行っている。粗大ごみの種類によって数量または重さに応じた処理費用を負担いただくため、窓口で現金のやり取りが生じる。実査において、現金の取り扱いについて会計処理の方法を聴取した。毎日終業時に現金と帳簿（集計データ）が一致するかを確認するため、レジスターからその日の集計データをレジシートで出力したものと、現金を突合させ、エクセルによるデータで金銭の管理を徹底していた。

このようにレジスター機能を活用することは、簡略化が図れるうえに確実な方法と言えよう。別途手作業で処理簿を作成する事務負担を軽減し、また手作業の工程が増えることによるヒューマンエラー発生の可能性が低減され、会計トラブルの未然防止にもなる。

庁内には現金の取り扱いを要する部署が他にもあるため、上記取り組みを好事例として参照なされたい。

9. 監査対象部局の概要

(1) 職員配置状況（令和8年3月31日現在）

単位：人

部局内 課名	課長	主幹	課長 補佐	係長 ・ 主査	主任	主事	会計年度 任用職員 1種	会計年度 任用職員 2種	合計
環境政策課	1		1	2	2	4	8	6	24
ごみ減量課	1		3	1	5(1)	2	2	9	23(1)

※表内（ ）の数字は再任用職員の再掲人数。

(2) 事務分掌

環境政策課

環境政策係

- ① 環境行政の総合的な企画及び調整に関すること。
- ② 公害対策の企画、調査及び連絡調整に関すること。
- ③ 公害関係法令に基づく届出の受理、勧告、命令等に関すること。
- ④ 公害防止の規制、監視、指導及び相談等に関すること。
- ⑤ 公害の苦情処理に関すること。
- ⑥ 地球環境の保全に係る調査、啓発等に関すること。
- ⑦ 動物愛護施策の連絡調整に関すること。
- ⑧ 外来生物対策に関すること。
- ⑨ そ族、昆虫の駆除に関すること。
- ⑩ 空き地の環境保全に関すること。
- ⑪ 墓地等の経営の許可等に関すること。
- ⑫ その他環境政策に関すること。
- ⑬ 部課内の庶務及び調整に関すること。

花と緑と水の係

- ① 緑地の保全及び緑化の推進に関すること。
- ② 自然の保護及び回復に関すること。
- ③ 広場、児童遊園、ちびっ子広場等に関すること。
- ④ 公園及び緑地の整備並びに維持及び管理に関すること。
- ⑤ 水環境の保全等に関すること。
- ⑥ 河川及び水路（財産管理を除く。）に関すること。

ごみ減量課

清掃係

- ① 清掃事業の企画及び運営に関すること。
- ② 一般廃棄物等の収集、運搬及び処理に関すること。
- ③ 一般廃棄物処理業者の許可、指導及び監督に関すること。
- ④ 東京たま広域資源循環組合及び多摩川衛生組合に関すること。
- ⑤ 廃棄物等処理手数料の徴収及び収納に関すること。
- ⑥ リサイクルセンターに関すること。
- ⑦ 美化推進に関すること。
- ⑧ 道路清掃に関すること。
- ⑨ し尿及び浄化槽に関すること。
- ⑩ 公衆便所に関すること。
- ⑪ 課内の庶務及び調整に関すること。

環境センター

- ① 環境センターに関すること。
- ② 清掃分室に関すること。
- ③ ごみの計量及び廃棄物等処理手数料の収納に関すること。
- ④ 有価物の処分に関すること。
- ⑤ 広域処分場との連絡調整に関すること。
- ⑥ 下水道投入孔の維持管理に関すること。
- ⑦ 動物の死体処理に関すること。

以上